

告示

埼玉県選管告示第四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十八年二月五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人社団協友会 介護老人保健施設ケアセンター八潮	埼玉県八潮市鶴ヶ曾根千八百八十四番地四
病院	医療法人社団協友会 彩の国東大宮メデイカルセンター	埼玉県さいたま市北区土呂町千五百二十二番地
老人ホーム	社会福祉法人熊谷福祉の里 特別養護老人ホームクイーンズビラ桶川	埼玉県桶川市坂田八百四十五番地一
老人ホーム	社会福祉法人新生会 特別養護老人ホーム新生ホーム（ユニット型）	埼玉県上尾市大字平方領領家二百十三番地一